

第3期鹿沼市地域福祉計画（案）に係るパブリック・コメントにおける
提出意見等及びそれに対する本市の考え方

通番	項目／計画案の該当ページ	意見等	本市の考え方
1	計画策定の趣旨について 3 ページ	<p>社会福祉の基本方向を示す、地域福祉計画の最上位は憲法 25 条です。「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、全ての生活部面において、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。」このように、憲法において、社会福祉は「国民の権利」であるとしています。</p> <p>しかし、今回の計画（案）は、市民や関係団体と行政は「協働」していくといいながら、頭の中は、「自助、近所、共助、公助」の順で、まず自分のことは自分でやりなさいという考えが基本にあるようです。どうにもならなかったら公的支援をしますよ、との考えが支配しているように思えます。</p> <p>憲法 12 条では「この憲法が国民に保障する自由及び 権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と規定しており、この権利に憲法 25 条における権利、すなわち社会福祉、社会保障を享受する権利が含まれることは言うまでもありません。市民がこの「権利」を意識するとりくみ、「鹿沼市地域福祉計画」のなかで、福祉の「権利性」を明確にして、強調すべきだと思います。</p> <p>従いまして、趣旨の冒頭に。</p> <p>①この計画の憲法 25 条との関係</p> <p>②「行政は、一人ひとりの生きる権利と人権を守り、地域福祉の総合的かつ計画的な推進に努める責務を負っている」を記載することを提案します。</p> <p>福祉の「権利性」を明確にし、市民がそれを認識することにより「現状の、国、自治体の不足分をどう自分たちが補うべきか」の意識の向上に繋がり、地域福祉の増進になると思います。</p>	<p>計画書の 5 ページに記載されているように、本計画は社会福祉法第 4 条及び第 107 条に基づき、本市の第 7 次総合計画や自治基本条例との整合性を図りながら策定しています。本計画は、住民・事業者・行政と福祉に関わるすべての人々が、相互に協力し、生活課題の解決が図られることを目的としていますので、公的支援は勿論のことですが、自助・近助・共助を含むすべてが同等の意識で、それぞれの役割を果たすことにより、地域福祉が成り立つものと考えています。</p>
2	地域福祉計画における自治会の役割について 27 ページ 56 ページ	<p>地域に密着した自治会は、地域福祉の重要な担い手です。しかし、自治会加入率が 40%台のところもあります。（資料 1 は鹿沼市市民活動支援課と鹿沼市選挙管理委員会のご協力で作成した、東部台地区のデータです。）資料によりますと、自治会加入率と、選挙の投票率が概ね連動しているのが判ります。</p>	<p>本計画の策定過程においてワークショップを開催し、自治会を含めた各種団体のご意見を伺い本計画へ反映しています。</p> <p>来年度は、具体的な活動である「鹿沼市地域福祉活動計画」を策定する予定です。</p>

<small>ご意見</small> <small>ご回答</small>	項目／計画案 の該当ページ	意見等	本市の考え方
		<p>投票行為は住民の自治意識を表していると思われます。自治意識は、この地域福祉計画への参画度合いにもつながります。ですから、地域福祉計画推進、自治会の加入率を上げるために、個別自治会向けの政策が必要だと思えます。</p> <p>その政策は。</p> <p>①自治意識は低くとも、福祉のことは避けて通れないわけですから、自治会加入率の低い自治会対象の福祉計画説明会を、重点的に行う。</p> <p>②自治会加入率の低い自治会の福祉関連団体協議会を定期的に開催する。</p> <p>③行政として自治会加入率の低い自治会の相談に乗る。</p> <p>以上を、福祉計画に盛り込むことを要望します。</p>	<p>この地域福祉活動計画は、市内 17 地区ごとに、自治会長や福祉関係などの地区市民で構成される福祉活動(コミュニティ)推進協議会を中心に、今回策定した計画の内容等を踏まえ、各地区の地域性や課題に合わせた活動・取り組みを検討し、策定します。</p> <p>今後も地域福祉の推進に努め、市ホームページ等で周知していきます。</p>
3	福祉計画(案)の市民への広報、意見聞き取りが不十分なことについて	パブリック・コメント等の制度はありますが、多くの市民はこのような計画があるとことを知りません。車座集会のようなものを、せめて、自治会協議会レベル(小学校校区もしくは中学校校区)で開催をすべきだと思います。	
4	市民意識調査(アンケート)について	平成27年11月のアンケート調査は素晴らしいと思います。結果の公表はされたのでしょうか。広報などで公表されたとしても、地域の福祉計画説明会時にさらに説明をして頂ければ、市民の意識が高まると思います。	

鹿沼市・東部台町別2016知事選投票率・自治会加入率一覧

地区別投票者数一覧		自治会加入一覧(平成28年4月1日現在)						
地区名	有権者数	当日投票	期日前	投票者計	投票率	世帯数	自治会加入	加入率
鹿沼	16,992	3,678	1,556	5,234	30.80%	9,493	7,637	80.4%
菊沢	13,370	2,637	780	3,417	25.56%	4,865	3,530	72.6%
北押原	9,380	1,750	679	2,429	25.90%	4,019	3,361	83.6%
北犬飼	7,925	1,669	385	2,054	25.92%	3,356	2,435	72.6%
東部台	13,260	2,485	774	3,259	24.58%	6,525	4,053	62.1%
東大芦	3,858	985	368	1,353	35.07%	1,021	858	84.0%
加蘇	1,825	538	231	769	42.14%	676	623	92.2%
西大芦	822	300	146	446	54.26%	326	308	94.5%
板荷	1,649	463	147	610	36.99%	655	572	87.3%
南摩	2,776	776	231	1,007	36.28%	1,108	952	85.9%
南押原	3,760	946	229	1,175	31.25%	1,440	1,257	87.3%
粟野	2,584	803	262	1,065	41.22%	1,076	992	92.2%
粕尾	1,473	534	200	734	49.83%	519	501	96.5%
永野	1,135	334	113	447	39.38%	439	401	91.3%
清洲	2,434	668	151	819	33.65%	869	765	88.0%
計	83,243	18,566	6,252	24,818	29.81%	36,387	28,245	77.6%
19投票区町別		さつきが丘小学校						
町名	有権者数	当日投票	期日前	投票者計	投票率	世帯数	自治会加入	加入率
茂呂の一部	203	39	12	51	25.12%			
緑町3丁目	931	170	48	218	23.42%	489	223	45.6%
西茂呂1丁目	344	54	35	89	25.87%	342	204	59.6%
西茂呂2丁目	345	68	15	83	24.06%			
西茂呂3丁目	1,277	252	61	313	24.51%	1,089	813	74.7%
西茂呂4丁目	1,098	210	71	281	25.59%			
栄町1丁目	976	221	55	276	28.28%	481	328	68.2%
栄町2丁目	392	74	24	98	25.00%	177	110	62.1%
栄町3丁目	657	135	39	174	26.48%	299	205	68.6%
計	6,223	1,223	360	1,583	25.44%	2,877	1,883	65.5%
50投票区町別		東部台コミュニティセンター						
町名	有権者数	当日投票	期日前	投票者計	投票率	世帯数	自治会加入	加入率
晃望台	683	118	54	172	25.18%	352	179	50.9%
幸町1丁目	1,098	212	50	262	23.86%	552	408	73.9%
幸町2丁目	1,162	167	74	241	20.74%	616	357	58.0%
緑町1丁目	1,050	177	55	232	22.10%	573	310	54.1%
緑町2丁目	703	125	35	160	22.76%	395	161	40.8%
計	4,696	799	268	1,067	22.72%	2,488	1,415	56.9%
52投票区町別		東町会館						
町名	有権者数	当日投票	期日前	投票者計	投票率	世帯数	自治会加入	加入率
東町1丁目	816	157	59	216	26.47%			
東町2丁目	427	90	18	108	25.29%	1,160	755	65.1%
東町3丁目	1,098	216	69	285	25.96%			
計	2,341	463	146	609	26.01%			
①	鹿沼市の投票率は下から7番目							
②	東部台地区は鹿沼市で最下位							
③	幸町2丁目は東部台では最下位							
④	自治会加入率と投票率は概ね連動している(自治意識と投票率は連動)							
⑤	今後は選挙にあたって、町内住民の政治的な関心を高めていくために、各政党、候補者の意見を聞き、まちづくりに生かしていくための判断の機会を作ることが重要。							

※この資料はコメント提出者が独自に作成したものです。